

給実甲第 号

平成26年 月 日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成26年 月 日以降は、これによってください。

記

第36項第1号(1)ア中「100分の32.5以下」を「100分の40以下」に、「100分の28.5以下」を「100分の33.5以下」に改め、同号(1)イ中「100分の41.5以下」を「100分の51以下」に、「100分の46.5以下」を「100分の55以下」に改め、同号(1)ウ中「100分の50以下」を「100分の61.5以下」に、「100分の65以下」を「100分の76.5以下」に改め、同号(2)ア中「100分の27.5以下」を「100分の34.5以下」に、「100分の19以下」を「100分の23以下」に改め、同号(2)イ中「100分の36.5以下」を「100分の45.5以下」に、「100分の37.5以下」を「100分の45以下」に改め、同号(2)ウ中「100分の45以下」を「100分の56.5以下」に、「100分の55.5以下」を「100分の66.5以下」に改め、同号(3)ア中「100分の18.5以下」を「100分の22.5以下」に改め、同号(3)イ中「100分の36.5以下」

を「100分の44以下」に改め、同号(3)ウ中「100分の54.5以下」を「100分の66以下」に改め、同項第2号(1)ア中「100分の18.5以下」を「100分の21.5以下」に、「100分の14以下」を「100分の15.5以下」に改め、同号(1)イ中「100分の23以下」を「100分の26.5以下」に、「100分の23.5以下」を「100分の26.5以下」に改め、同号(1)ウ中「100分の28以下」を「100分の32.5以下」に、「100分の33以下」を「100分の37以下」に改め、同号(2)ア中「100分の16.5以下」を「100分の19以下」に、「100分の9.5以下」を「100分の11以下」に改め、同号(2)イ中「100分の21.5以下」を「100分の25以下」に、「100分の19以下」を「100分の21.5以下」に改め、同号(2)ウ中「100分の26以下」を「100分の30.5以下」に、「100分の28以下」を「100分の31.5以下」に改め、同号(3)ア中「100分の13.5以下」を「100分の17以下」に改め、同号(3)イ中「100分の22以下」を「100分の27.5以下」に改め、同号(3)ウ中「100分の31以下」を「100分の39以下」に改める。

第37項第1号(1)中「100分の50超100分の59未満」を「100分の61.5超100分の72.5未満」に、「100分の65超100分の79未満」を「100分の76.5超100分の93未満」に改め、同号(2)中「100分の45超100分の54未満」を「100分の56.5超100分の67.5未満」に、「100分の55.5超100分の69未満」を「100分の66.5超100分の83未満」に改め、同号(3)中「100分の54.5超100分の68未満」を「100分の66超100分の82未満」に改め、同項第2号(1)中「100分の28超100分の32.5未満」を「100分の32.5超100分の37.5未満」に、「100分の33超100分の42.5未満」を「100分の37超100分の47.5未満」に改め、同号(2)中「100分の26超100分の30.5未満」を「100分の30.5超100分の35.5未満」に

、「100分の28超100分の37.5未満」を「100分の31.5超100分の42.5未満」に改め、同号(3)中「100分の31超100分の40未満」を「100分の39超100分の50未満」に改める。

第40項第1号(1)中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同号(2)中「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号(1)中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改め、同号(2)中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第41項第1号中「100分の77.5」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の50」に改める。

以 上